

## 北海道武蔵女子大学・北海道武蔵女子短期大学 障がい学生支援の基本方針

北海道武蔵女子大学及び北海道武蔵女子短期大学(両校を合わせて以下「本学」という。)は、建学の精神の下、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令並びに文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針に基づき、本学における障がいや特別な支援を必要とする学生(以下、「要配慮学生」という。)及び障がいや特別な支援を必要とする本学入学志願者(以下、「要配慮志願者」という。)に対し、障がいの有無に由来する差別を行わないとともに、必要な合理的配慮を以って支援することを目的として、ここに北海道武蔵女子大学・北海道武蔵女子短期大学障がい学生支援に関する基本方針(以下、「本基本方針」という。)を定める。

### 1. 基本理念

#### (1) 知・情・意を兼ね備えた教養豊かな現代女性を養成し、その機会を保障する

本基本方針は、障がいの有無に関わらず「すぐれた知性、清純な気品、実践への意欲を兼ね備えた教養豊かな現代女性を養成すること」を教育理念として、入学及び修学上のアクセシビリティ(「学びやすさ」)のために、合理的配慮の提供及びその他必要な支援を行う。その学びやすさを保障するために、入学、修学及び学生生活に関わる困難性を軽減する配慮を行う。

#### (2) 成績・評価の公平性を担保する

申請者が、成績・評価に関する有利・不利を受けないように、公平性の観点から特別な措置が講じられなければならない。ただし、申請者の評価基準が、他の学生及び志願者のそれと異なるものであってはならない。

試験などに関する情報の伝達方法及び解答方法については、合理的な妥当性が認められる調整を行うことによって、成績・評価の公平性の担保に努めることとする。特に、他の学生及び志願者から著しく公平性を欠いているという批判が出ないように、講じた措置の結果が疾病利得になっていないか慎重に検討する必要がある。もし他の学生及び志願者から指摘があった場合は、その担当教員等は措置の妥当性を説明しなければならない。

## 2. 支援方針

本学の構成員は、障がいを理由とする差別の解消に取り組み、障がいの有無に関わらず、全ての学生が相互の立場を尊重し、平等な教育研究の機会を享有するよう、以下の方針の下に合理的配慮に基づく支援を行う。

- (1) 入学者選抜については、事前の申請に基づき、障がいの状態や程度に応じて「大学入学共通テストにおける受験上の配慮」に準じた特別措置に努める。
- (2) 入学後については、原則として本人の申請に基づき、障がいの状態や程度に応じて、平等な学修機会への参加を保障するための合理的配慮に努める。
- (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対して、必要な研修等を通じて意識啓発を行う。
- (4) 本基本方針及び支援体制等の情報については、Webサイト等を通じて適宜発信・公開する。
- (5) 学生への支援については、入学前からの情報共有も含め、原則として本人からの申請に基づくものとするが、教職員個々の気づき及び関係者や関連部署からの情報にも配慮するものとする。
- (6) 教育スケジュールや成績評価等については、本学が高等教育を提供することに鑑み、教育の本質や評価基準を変えることや他の学生に教育上多大な影響を及ぼすような変更や調整を行うことは想定しない。
- (7) 支援が本学にとって合理的配慮の範疇を超えた過度の負担となることが考えられる場合については、障がい学生支援委員会が判断し、支援の限界があることも含めて、申請者へその理由を説明し理解を得るよう努める。

## 3. 定義とその範囲

本基本方針及び本学関連規程における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 障がい学生: 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)またはその他の心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。
- (2) 特別な支援を必要とする学生: 障害者手帳を所持しておらず、社会における様々な障壁と相対することによって制限を受ける状態にある者。
- (3) 社会的障壁: 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
- (4) 合理的配慮: 申請者から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者

の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の障害の状態に応じて行う社会的障壁の除去のこと。

#### 4. 差別的取り扱いの禁止

本学の構成員は、要配慮学生及び要配慮志願者に対して、正当な理由なく、障がい由来する不当な差別的取り扱いをしてはならない。

#### 5. 合理的配慮の提供

合理的配慮の提供においては、支援を受ける権利の主体である本人の申請に基づいて必要かつ適切とされる変更及び調整を行うように努めることとする。但し、それらの配慮は、本学の体制面、財政面において、均衡を失する又は過度の負担とならない範囲で行う。

- (1) 機会の確保:障がいを理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保し、教育の質を確保すること。
- (2) 情報公開:要配慮志願者及び要配慮学生に対し、本学としての方針・受け入れ体制を示すこと。
- (3) 決定過程:権利の主体が要配慮志願者及び要配慮学生本人にあることを踏まえ、本人の申請に基づいた調整を行うこと。
- (4) 教育方法等:情報保障・コミュニケーション上の配慮・公平な試験・成績評価などにおける配慮を行うこと。
- (5) 支援体制:本学として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- (6) 施設・設備:安全かつ円滑に学生生活を送れるよう配慮すること。
- (7) 配慮提供の検証:決定した配慮が適正に提供されているかについて、適宜、検証をすること。

#### 6. 相談・支援体制

- (1) 各組織が連携・協働し要配慮志願者及び要配慮学生の支援を行うため、本学に障がい学生支援委員会を設け統括する。
- (2) 申請の相談窓口は当該学生が所属するゼミナール担当教員及び学生支援課学生係とし、就職支援の相談・支援窓口については就職課とする。
- (3) 要配慮志願者の相談・支援窓口は入試広報課とする。